

第2回 補欠募集 LINE申請手順（マニュアル）

1 はじめに

2026年度 第1回及び第2回等の内定者からキャンセルが発生した場合、「補欠募集に応募した方」及び「随時募集に応募した方」の中から選考し、点数が上位の方から連絡します。

キャンセルや退園などで入園のご案内が可能な場合、毎月初旬に東浦町役場から電話連絡をさせていただきます。補欠募集に申請される方は東浦町役場の電話番号（TEL0562-83-3111）を必ず登録してください。

2 LINE申請手順

手順1 公式LINEを友だち登録（AとBいずれかで登録）

(A) 2次元コードから登録	(B) ID検索から登録
<p>① 2次元コードをスマホで読み取る ② 「東浦町役場」を友だち追加</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1; text-align: center;"> <p>東浦町役場 公式アカウント</p>  </div> <div style="flex: 1; background-color: #f0f0f0; padding: 10px; margin-left: 10px;">  <p>東浦町役場 友だち 2,350 愛知県東浦町の公式LINEアカウントです 愛知県東浦町です。></p> <p>追加</p> </div> </div>	<p>① LINEのホーム画面右上の「友だち追加」アイコンを押す</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> <p>② 友だち追加画面で「検索」を選択 ③ ID検索画面で「@higashiura_aichi」を入力 ④ 「東浦町役場」を友だち追加</p> <div style="background-color: #f0f0f0; padding: 10px; border: 1px solid #ccc; width: fit-content; margin-top: 10px;"> <p>友だち検索</p> <p><input checked="" type="radio"/> ID <input type="radio"/> 電話番号</p> <p>@higashiura_aichi</p> </div>

※ 友だち登録後の受信設定で「欲しい情報」の「子育て・教育」にチェックを入れた方のみ、入園に関する情報が発信されます。**必ず受信設定をしてください。**受信設定の方法は[町ホームページ](#)をご覧ください。

手順2 町公式LINEのピックアップから該当の保育園・年齢を選択

(1) ピックアップから選択	(2) 対象年齢を選択	
 <p>申請期間外となっているため、ピックアップのサムネイルが1次募集となっていますが、申請期間には補欠募集用に変わっています。</p>	 <p>(2)以降は事前受付(電子申請)期間にならないとアクセスできません。ご承知おきください。</p>	

	対象児童(※1)			事前受付(電子申請)期間	備考
	保育認定児(※2) 求職活動を除く	保育認定児(※2) 求職活動を含む	教育認定児		
1次 募集	○ (※3)	×	×	12月13日(土)12:00～ 14日(日)24:00	定員制 (先着順)
2次 募集	○ (※3)	○ (※3)	×	12月20日(土)12:00～ 21日(日)24:00	定員制 (先着順)
3次 募集	○ (※3)	○ (※3)	○ (※3)	12月27日(土)12:00～ 28日(日)24:00	定員制 (先着順)
補欠 募集	△ (※4)	△ (※4)	△ (※4)	12月29日(月)12:00～ 2026年1月4日(日)24:00	補欠受付 (選考)

※1…対象とあわない申込みの場合は、キャンセル扱いとします。また、同一児童の重複申請をした場合は、すべての申請をキャンセル扱いとします。ただし「1～3次募集のいずれか」と「補欠募集」とで重複申請した場合は、双方の申請を受け付けます。

※2…就労証明書の発行には時間を見る場合があります。就労を理由に申し込む方は書類配布前から町ホームページよりダウンロードし、

早めにご準備ください。

※3…第1回および前次募集(例: 2次募集の場合は1次募集)で定員が埋まった場合、募集はありません。募集状況は町ホームページをご確認ください。

※4…キャンセルが発生した場合「補欠募集および第2回入園受付以降に応募した方」を選考し、点数が上位の方から連絡します。

手順3 申請フォームから回答を入力

(1) 申請フォームを確認	(2) 申請者数を選択	(3) 予約日の選択
<p>申請フォームが入園を希望する対象年齢であることを確認 (注意)0~2歳児の質問項目は、本マニュアルと同様です。3~5歳児では「入園時期・理由」、「祖母に関する質問項目」がなくなります。</p> 	<p>申請者数は「1」にする (例)双子で入園を希望する場合も申請者数は「1」。(3)の時間を見てそれぞれの名前で申請してください。 (例)5歳児と2歳児のきょうだいの場合、それぞれの年齢で「1」を選択</p> 	<p>① 1月6日を選択 ② 1:00を選択 (注意) ③ 予約者情報の入力を選択</p>  <p>(注意)双子・三つ子など同年齢で複数人の入園を希望する場合は、別の時間帯に申請</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1人目 1月6日 1:00 ➢ 2人目 1月6日 2:00 ➢ 3人目 1月6日 3:00 ➢ 4人目 1月6日 4:00 ➢ 5人目 1月6日 5:00

(4) 申請者情報を入力

申請者情報を入力してください。入力が完了したら、「同意して回答する」を選択してください。**本マニュアルでは母1人、子2人（0・3歳児）、祖母1人の家族構成を例にしています。**

1

2

3

9ページ以降の点数表を必ず確認のうえ、基準点数や個人調整点数等を選択・入力してください。点数表を見たうえで該当する点数が分からぬ場合や、確認をしたい場合は**12月28日(金)16:00までに役場 子育て支援課 保育係(Tel: 0562-83-3111)**にご連絡ください。

参考資料

認定事由

保育園にお子さんを預ける理由になります。就労や疾病、傷害などがあります。

※ 就労であっても被雇用（常勤 or 非常勤）など細かく区分が分かれています。なお、正規職員は「常勤」、アルバイト、パート、契約社員、派遣社員などは「非常勤」に分類されます。

基準点数

入園選考をするための点数です。認定事由ごとに点数が異なります。

点数を選択する際、[9ページの点数表](#)を参照してください。

個人調整点数

入園選考をするための点数です。就労先の形態などで点数が異なります。

点数を入力する際、[11ページの点数表](#)を参照してください。

2026 年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内

<div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>4</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>5</p> </div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p>6</p> </div>	<p>※ 世帯調整点数…回答例では 「ひとり親で保育者となる親 族がいる世帯」+「町立保育園 等に通っている兄3歳児」であ るため、$1 + 0.2 = 1.2$</p> <p>※ 新入園・継続入園するきょう だい園児の氏名・クラス年齢 を回答してください。</p>	<p>参考資料</p> <p>世帯調整点数</p> <p>入園選考をするための点数です。世帯の形態（ひとり親や兄弟姉妹の人数）ごとに点数が異なりま す。点数を入力する際、12 ページの点数表を参照してください。</p> <p>(例題) 「①ひとり親世帯で保育者となる親族がいる世帯」で、「②同居の祖母（65 歳未満）が入所 基準（5点以上7点未満）」、「③町立保育園等に通っている姉5歳児と弟0歳児がいる」場合</p> <p>(回答) ①の世帯調整点数は「+ 1 点」、②は「-1 点」、③の兄5歳児は「+0.1 点」、弟0歳児は 「+0.8 点」のため、世帯調整点数は $+ 1 - 1 + 0.1 + 0.8 = +0.9$ 点となります。</p>
--	--	--

2026年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内

(5) 申請者情報を確認

確認画面に遷移しますので、内容に不備がないかを確認してください。不備がなければ「送信」を選択してください。

1

17:18 予約メニュー e.kanameto.me

内容選択 > 日時選択 > 情報入力 > 確認

ご予約内容は下記でよろしいでしょうか？

予約名
【2026年度第2回補欠募集】0歳児（マニュアル用）

予約日時
2026年01月06日(火)01:00～02:00

予約人数
1人

児童氏名
東浦 次朗

児童氏名（ふりがな）
ひがしうら じろう

児童の生年月日（西暦）
2025年5月5日

児童の年齢（2026年4月1日現在の年齢）
0歳児（生年月日：2025年4月2日以降生まれ）

児童の認定区分（就労や出産等で家庭で保育できない方は保育認定、それ以外の方は教育認定）
保育認定児（年齢：0～5歳児、施設：町立

2

17:19 予約メニュー

児童の認定区分（就労や出産等で家庭で保育できない方は保育認定、それ以外の方は教育認定）
保育認定児（年齢：0～5歳児、施設：町立園・私立園）

入所時期・理由（2026年5月以降は該当する理由を選択）
2026年5月～2027年3月入園（育休明け入園）

入園希望月
2026年5月（出産限定・転入の場合：選考時期は2026年4月初旬）

第1希望の保育施設（対象児童の年齢に注意、9以降の私立園は保育認定児のみ選択できます）
3 緒川保育園（対象児童：0～5歳児）

第2希望の保育施設（対象児童の年齢に注意、9～11の私立園は保育認定児のみ選択できます）
9 夢ハウスめどっこ保育園（対象児童：0～2歳児）

第3希望の保育施設（対象児童の年齢に注意、9～11の私立園は保育認定児のみ選択できます）
5 石浜保育園（対象児童：0～5歳児）

希望の保育施設以外でも入所を希望しますか
希望する

父の有無
無（死別・離別をされている場合）

3

17:19 予約メニュー

父の認定事由
父の基準点数（教育認定児の場合は0を選択）

父の個人調整点数

母の有無
有（単身赴任などで町外にいる場合も含む）

母の認定事由
就労（被雇用：常勤）

母の基準点数（教育認定児の場合は0を選択）

10
母の個人調整点数
0

65歳未満（2026年4月1日現在）で、生計を同一とする同居の祖母の有無
有（2026年4月1日現在で65歳未満かつ生計を同一とする同居の場合）

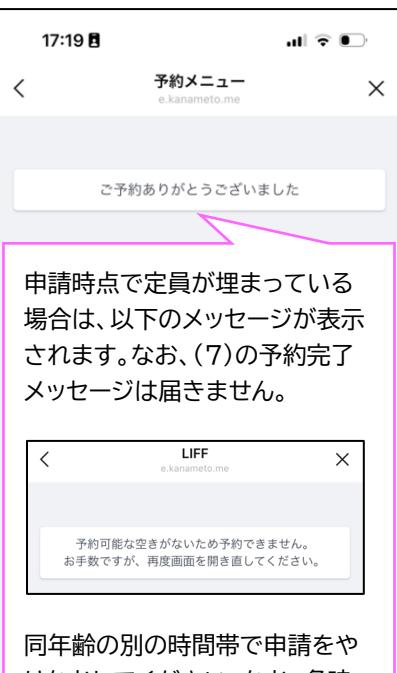
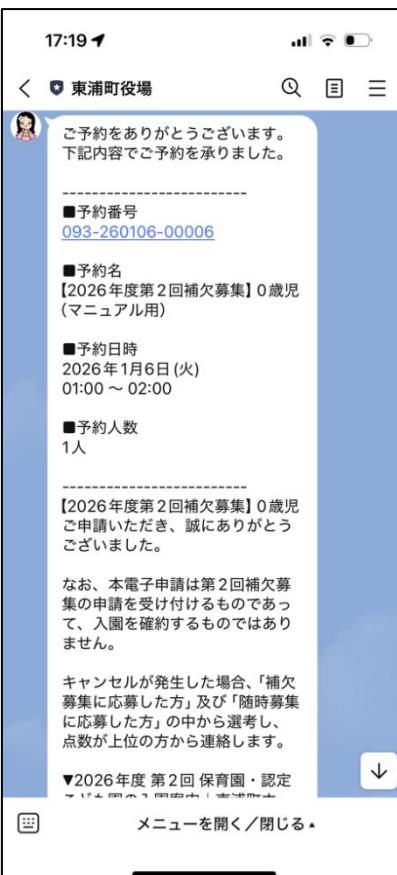
65歳未満（2026年4月1日現在）の同居の祖母の認定事由
就労（被雇用：非常勤）

65歳未満（2026年4月1日現在）の同居の祖母の基準点数（該当がない場合は0点）
7

2026 年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内

4	5

2026 年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内

(6) 申請の完了画面	(7) LINE に届く予約完了メッセージを確認
 <p>申請時点で定員が埋まっている場合は、以下のメッセージが表示されます。なお、(7)の予約完了メッセージは届きません。</p> <p>同年齢の別の時間帯で申請をやりなおしてください。なお、各時間帯で 500 名の定員を設けています。</p> <p>※システム上、定員の上限が 500 名となっています。</p>	 <p>ご予約をありがとうございます。 下記内容でご予約を承りました。</p> <p>-----</p> <p>■予約番号 093-260106-00006</p> <p>■予約名 [2026年度第2回補欠募集] 0歳児 (マニュアル用)</p> <p>■予約日時 2026年1月6日(火) 01:00 ~ 02:00</p> <p>■予約人数 1人</p> <p>-----</p> <p>【2026年度第2回補欠募集】0歳児 ご申請いただき、誠にありがとうございました。</p> <p>なお、本電子申請は第2回補欠募集の申請を受け付けるものであって、入園を確約するものではありません。</p> <p>キャンセルが発生した場合、「補欠募集に応募した方」及び「随時募集に応募した方」の中から選考し、点数が上位の方から連絡します。</p> <p>▼2026年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内 東浦町ホームページ (URL) https://www.town.aichi-higashiuwa.lg.jp/soshiki/kosodateshien/hoikuen/15639.html</p> <p>2026年度 第2回 保育園… 入園を希望される方は、スケジュール表の対象… 17:19</p> <p>メニューを開く／閉じる▲</p>

※ 予約日時(補欠募集:1月6日)は、システムの都合上記載されるものです。この予約日時にしていただく作業などはありませんので、ご承知おきください。また、予約日時の前日 15 時にリマインドの通知がいきます。

保育所入所選考基準

選考順位は、次の表から判定・算出される点数合計の高い順の世帯から決定します。

(1) 基準点数

表内の就労に関する就労時間は、**休憩時間を除く実労働時間**です。

正規職員は「常勤」、アルバイト、パート、契約社員、派遣社員などは「非常勤」に分類されます。

区分		入所選考基準	点数		確認書類等
	形態	父	母		
就労 (被雇用)	常勤	1か月間の勤務が 140 時間以上(短時間勤務取得後 7.0 時間以上の勤務時間含む)	10	10	就労証明書 給与明細等
		短時間勤務等を取得して勤務時間が 7.0 時間未満の場合	9	9	
	非常勤	1か月間の勤務が 140 時間以上	9	9	
		1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	8	8	
		1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	7	7	
		1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	6	6	
		1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	5	5	
就労 (自営業) ※農業含む	中心者	1か月間の勤務が 140 時間以上	9	9	就労証明書 健康保険証等
		1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	8	8	
		1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	7	7	
		1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	6	6	
		1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	5	5	
	専従者	1か月間の勤務が 140 時間以上	8	8	
		1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	7	7	
		1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	6	6	
		1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	5	5	
		1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	4	4	
就労 (内職)	1か月間の勤務が 140 時間以上	6	6	就労証明書	
	1か月間の勤務が 120 時間以上 140 時間未満	5	5		
	1か月間の勤務が 100 時間以上 120 時間未満	4	4		
	1か月間の勤務が 80 時間以上 100 時間未満	3	3		
	1か月間の勤務が 60 時間以上 80 時間未満	2	2		
出産	出産予定月の前月の月初から出産日から8週経過後の日が属する月の末日までの期間	-	10	申立書 母子手帳	

【補欠募集の方】確認書類は町から電話連絡があつた後に用意していただけます。申請時には不要です。

2026年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内

区分		入所選考基準	点数		確認書類等
		形態	父	母	
疾病・障害	疾 病	入院	10	10	申立書 診断書
		通院…週4日以上の通院が必要な期間、または医師の診断により保育できないと認められた期間	8	8	
		居宅療養…医師の診断により保育できないと認められた期間	7	7	
	障 害	肢体体幹障害1・2級所持者で保育ができないと認められた者	9	9	申立書 障害者(身体・精神・療育)手帳の写し等
		視覚障害1・2級所持者で保育ができないと認められた者	9	9	
		その他の身体障害、知的障害または精神障害のため、保育ができないと認められる者	7	7	
看護・介護等	入 院 付 添	同居の親族(別居の親族で他に親族のいない場合を含む)に週4日以上の付添いを行う場合(小児患者、知的障がいを有する患者、その他病状・急変時等患者への付添い)	9	9	申立書 診断書 介護保険証 計画書(ケアプラン)等
		別居親族に週4日以上の付添いを行う場合	5	5	
	居 宅 看 護 ・ 介 護	同居の親族(別居の親族で他に親族のいない場合を含む)に常時身体介護を行う場合	7	7	
		別居の親族に常時身体介護を行う場合	4	4	
	付 添	別居の親族の家事援助を行う場合	2	2	
	付 添	発達支援事業所等で保護者の付添いが必要とされている場合	8	8	
災害		災害復旧に当たっている期間	10	10	り災証明書
就学・職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> 高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校に就学する場合 年間を通じ、国家資格(受験資格含む)取得のため就学する場合 		7	7	就学証明 受講決定通知等
	1月あたり15日以上、就労に必要な資格取得のため就学する場合		5	5	
	ひとり親家庭の場合		7	7	

診断書には「疾病を事由に家庭で保育できない」旨が記載されている必要があります。

2026年度 第2回 保育園・認定こども園の入園案内

入所選考基準		点数		確認書類等
区分	形態	父	母	
虐待・遺棄・要保護他	児童相談所等からの依頼による場合	10	10	意見書等
求職中	求職活動を行っている場合 月初から90日経過後の日が属する月の末日までの期間	1	1	申立書
育児休業 (2~5歳児) 2歳児は継続	育児・介護休業法に基づく育児休業を取得しており、入所(2歳児は継続入所のみ適用可)が必要であると認める場合	1	1	就労証明書
① 基準点数				

父・母・祖母の**基準点数**は該当する区分の点数を選択
(複数の区分に該当する場合は、最も点数の高い区分を基準点とする)

- ※ 複数の区分に該当する場合は、点数の最も高い区分を基準点とする。
- ※ 常時ではない看護・介護は行っている時間のみを実施にあたる時間とし、それにあたる時間についてのみ点数算定する。

(2) 個人調整点数 (次にあてはまる場合は点数を加減します)

個人調整基準		点数		確認書類等
形態		父	母	
東浦町内の保育所・児童館等で月60時間以上勤務するもの		+1.5	+1.5	就労証明書
東浦町外の保育所等で月60時間以上保育業務にあたるもの		+1	+1	就労証明書
非常勤で親族(三親等以内)の経営する職場に勤務		-1	-1	就労証明書
被雇用者・内職	収入月額が3万円未満	-1	-1	源泉徴収票・所得申
	収入月額が1万円未満	-2	-2	請書・支払明細等
自営・農業	事業の中心者が児童の父母以外	-1	-1	申立書・所得申告書
	家庭内で行う自営業	-1	-1	就労証明書
② 個人調整点数				

父・母の**個人調整点数**は該当する区分の点数を選択
(複数の区分に該当する場合は、該当する区分の点数を合算する)

- ※ 「家庭内労働」の場所の範囲には、居住する居宅敷地内の別棟の作業場を含む。

	父	母
③ 調整後基準点数(①+②)		

④ 平均基準点数(③の合計／人数)	
--------------------------	--

(3) 世帯調整点数

「④平均基準点数」に、次にあてはまる場合には点数を加減します。

世帯調整基準	点数	確認書類等
形態		
生活保護世帯	+2	保護決定通知等
ひとり親世帯で保育者が他にない世帯	+2	遺児手当通知等
ひとり親世帯で他に保育者となる親族がいる世帯	+1	遺児手当通知等
同居の祖母(65歳未満)が入所基準(5点以上7点未満)に該当している場合	-1	就労証明書等
同居の祖母(65歳未満)が入所基準(1点以上5点未満)に該当している場合	-2	就労証明書等
同居の祖母(65歳未満)が入所基準に該当しない場合	-3	
保育料等を滞納している場合	-5	
兄弟姉妹が町立保育園及び児童発達支援事業所等に通う場合 ※ 兄弟姉妹の年齢の点数を加点 ※ 当該児童の年齢の点数が加点されることではないことにご注意ください。	5歳 4歳 3歳 2歳 1歳 0歳	+0.1 +0.1 +0.2 +0.5 +0.6 +0.8
⑤ 世帯調整点数		

世帯調整点数は該当する区分の点数を選択
(複数の区分に該当する場合は、該当する区分の点数を合算する)

(4) 入所調整選考点数

⑥ 入所調整選考点数(「③調整後基準点数で父または母のいずれか低い者の点数」÷10)	
--	--

(5) 点数計算式

⑦ 決定点数(④+⑤+⑥)	
---------------	--

(6) 同一点数時の優先順位

定員より申込者数が超過したうえに、上記の「⑦決定点数」が同点の場合は、以下の優先事項を考慮して決定します。

<ul style="list-style-type: none">● 生活保護世帯● 同時入園が双子以上の世帯● 小学校区● 通勤時間を含めた拘束時間	<ul style="list-style-type: none">● ひとり親世帯で同居の祖父母等無し● ひとり親世帯で同居の祖父母等有り● その他町長が世帯状況等を勘案し、必要と認めた事項
---	--